標柱五十三号から三三六度三六分四五秒
六・〇四八メートルの地点　五十四号
標柱五十四号から三一六度三二分五八秒
七・九三五メートルの地点　五十五号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
古川右支渓三
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐南区八木九丁目四〇六三番内四等三角点城山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から三三四度五四分五〇秒
六七六・八七六メートルの地点　一号
標柱一号から二四三度五三分七秒
八・七七四メートルの地点　二号
標柱二号から二六六度一八分二七秒
九・三一九メートルの地点　三号
標柱三号から二八八度二四分〇秒
二八・三三五メートルの地点　四号
標柱四号から三二四度六分五〇秒
一九・九一六メートルの地点　五号
標柱五号から二六三度三九分二八秒
一七・八四九メートルの地点　六号
標柱六号から三一四度二〇分四六秒
一七・二八五メートルの地点　七号
標柱七号から一七度五六分二一秒
二〇・五八六メートルの地点　八号
標柱八号から四六度五五分二八秒
九・一三三メートルの地点　九号
標柱九号から一二二度二分四五秒
一〇・二六八メートルの地点　十号
標柱十号から一二二度二分四五秒
一九・二〇四メートルの地点　十一号
標柱十一号から一二二度二分四五秒
一六・〇六九メートルの地点　十二号
標柱十二号から四九度一九分一七秒
二四・七八六メートルの地点　十三号
標柱十三号から一〇九度一分四九秒
八・二二九メートルの地点　十四号
標柱十四号から一七七度二五分五四秒
一二・五九五メートルの地点　十五号
標柱十五号から一二六度五五分四六秒
一二・六八九メートルの地点　十六号
標柱十六号から一七三度三三分四八秒
一二・七三一メートルの地点　十七号

○防衛省告示第五十七号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十二年三月二十三日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年四月六日の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒
(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒
(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒
(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒
(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒
(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

自衛艦六隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第五十八号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十二年三月二十三日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年四月六日の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒
(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分一四秒

実施艦

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒
(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

自衛艦六隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第五十九号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十二年三月二十三日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年四月六日の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒
(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒
(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒
(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒
(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒
(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒
(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

自衛艦六隻

実施艦

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

衆議院

質問書提出

三月十八日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

予防接種行政における注射器の連続使用の実態に関する質問主意書（高橋千鶴子提出）

鳩山内閣の地域主権に関する再質問主意書（山内康一提出）

製造業と雇用に関する質問主意書（木村太郎提出）

第二十一回オリンピック冬季競技大会選手団派遣事業に対する補助金に関する質問主意書（古屋圭司提出）

閣僚の国歌斉唱等に関する質問主意書（谷公一提出）

子ども手当の「二重支給」に関する質問主意書（柿澤未途提出）

検察庁の各種マスメディアに対する対応のあり方に関する再質問主意書（鈴木宗男提出）

総務省行政評価機能強化検討会における検察庁の裏金問題についての調査に関する質問主意書（鈴木宗男提出）

一九七二年の沖縄返還時における有事の際の核持ち込みを認めた密約に関する質問主意書（鈴木宗男提出）

参議院

会議

三月十九日（金曜日）午前十時　本会議

議案受領（予備審査）

三月十八日衆議院から次の議案が送付された。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出）（衆第六号）

議案付託（予備審査）

三月十八日議長は、次の衆議院送付案を委員会に付託した。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出）（衆第六号）

災害対策特別委員会に付託